



三重県公報

平成27年7月10日（金）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
44	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	(戦略企画総務課)	4
45	三重県水源地域の保全に関する条例	(森林・林業経営課)	5
46	三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例	(情報公開課)	10
47	職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	12
48	三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例	(同)	13
49	三重県県税条例等の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	14
50	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	22
51	三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例	(地域医療推進課)	25
52	三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(男女共同参画・NPO課)	26
53	三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例	(農産物安全課)	27
54	公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	28
	規 則		
58	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	(総 務 課)	29
59	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	(同)	29
60	三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(農産物安全課)	30
61	三重県水源地域の保全に関する条例施行規則	(森林・林業経営課)	31

公布された条例のあらまし**◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（条例第 44 号）**

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し、知事部局内の複数の事務における特定個人情報の授受及び利用を行うため、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県水源地域の保全に関する条例（条例第 45 号）

- 1 水が県民共有の貴重な財産であり、森林の有する水源の涵養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地の利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図ることとしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部平成 28 年 1 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に鑑み、同法にのっとった特定個人情報の取扱いを行うこと等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 10 月 5 日（一部公布の日、平成 28 年 1 月 1 日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日）から施行することとしました。

◎ 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県県税条例等の一部を改正する条例（条例第 49 号）

- 1 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正等に鑑み、県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税等についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日、平成 27 年 10 月 1 日、平成 28 年 1 月 1 日、平成 28 年 4 月 1 日及び大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◎ 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 50 号）

- 1 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令による半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第 51 号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による保健師助産師看護師法及び歯科技工士法の一部改正に伴い、養成施設に関する規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による住民基本台帳法の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行することとしました。

◎ 三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）

- 1 食品表示法の施行及び食品衛生法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）

- 1 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとしました。

条 例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第九条第二項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 番号法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 番号法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 個人番号利用事務実施者 番号法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 四 情報提供ネットワークシステム 番号法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

第三条 県は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 番号法第九条第二項の条例で定める事務は、知事が行う番号法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

- 2 知事は、番号法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

三重県水源地域の保全に関する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十五号

三重県水源地域の保全に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、水源地域の保全に関し、基本理念を定め、並びに県、土地所有者等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項、水源地域における適正な土地の利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、森林の有する水源の涵養機能の維持増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「水源地域」とは、第十一条第二項の規定により指定された地域をいう。

2 この条例において「特定水源地域」とは、第十一条第三項の規定により指定された地域をいう。

3 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

(基本理念)

第三条 水源地域の保全は、水が県民共有の貴重な財産であり、森林の有する水源の涵養機能が水の供給に重要な役割を果たしていることに鑑み、県、市町、土地所有者等、事業者及び県民の相互の連携協力の下に継続して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（次条から第七条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

(土地所有者等の責務)

第五条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、水源地域における適正な土地の利用に配慮するとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては水源地域の保全について十分配慮するとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、水源地域の保全に対する関心と理解を深めるとともに、県及び市町が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町との連携等)

第八条 県は、市町が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するととも

に、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、市町に対して必要な協力を求めるものとする。

（国との連携等）

第九条 県は、国と連携協力して水源地域の保全に関する施策の推進を図るとともに、水源地域の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

（基本施策）

第十条 県は、水源地域の保全に関し、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

- 一 森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため、適切な造林、保育等の森林整備の推進その他の必要な措置を講ずること。
- 二 特定水源地域において、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく保安林の指定を推進するとともに、土地所有者等と市町その他規則で定める法人等との森林管理の協定に基づく森林経営の受託又は地方公共団体の森林の取得による森林の公的な管理を促進すること。
- 三 第十二条の規定による水源地域内の土地の所有権等の移転又は設定（以下「所有権等の移転等」という。）に関する届出に基づき、助言その他の措置を適時に行い、水源地域における適正な土地の利用を図ること。
- 四 水源地域の保全に関する土地所有者等、事業者及び県民の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずること。

（水源地域及び特定水源地域の指定）

第十一条 知事は、水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本的な指針（次項及び第三項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、基本指針に沿って、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林のうち、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため保全する必要がある地域を水源地域として指定することができる。
- 3 知事は、基本指針に沿って、水源地域のうち、水道事業に水を供給していることから、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため特に保全する必要がある地域を、当該地域が所在する市町の長の提案に基づき、特定水源地域として指定することができる。
- 4 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町の長及び三重県森林審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、水源地域及び特定水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 前項の規定による公告があつたときは、当該公告に係る地域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
- 7 知事は、前項の規定により、縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴取するものとする。
- 8 知事は、水源地域及び特定水源地域の指定をするときは、その旨及びその地域を告示

するとともに、関係市町の長に通知しなければならない。

- 9 水源地域及び特定水源地域の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。

- 10 第四項から前項までの規定は、水源地域及び特定水源地域の指定の変更又は解除について準用する。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第十二条 土地所有者等は、水源地域内の土地の所有権等の移転等をする契約（規則で定めるものに限る。以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
- 三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容
- 四 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
- 五 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転等の後における土地の利用目的
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体その他規則で定める法人である場合
- 二 土地の所有権等の移転等が、非常災害に際し必要な応急措置を講ずるために行われる場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

- 3 前条第二項の規定による指定（当該指定の変更を含む。）の日から起算して三十日を経過する日までの間に当該指定に係る水源地域（変更の場合にあつては、当該変更により新たに水源地域となつた地域に限る。）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

- 4 土地所有者等は、第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条から第十六条まで及び第十九条において同じ。）の規定による届出をした後、土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(市町の長への通知等)

第十三条 知事は、前条第一項又は第四項の規定による届出があつたときは、速やかに、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町の長に通知するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前条第一項又は第四項の規定による届出に係る土地の利用に関し、当該土地が所在する市町の長に意見を求めることができる。

(報告の徴収及び立入調査等)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした者（次条第一項及び第二項において「届出者」という。）に対し、

報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第十二条第一項若しくは第四項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源の涵養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言)

第十五条 知事は、届出者に対し、当該届出に係る土地の利用について、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るために必要な事項に関する助言を行うことができる。

- 2 届出者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転等を受けようとする者に当該助言の内容を伝達するものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、第十二条第一項又は第四項の規定による届出に係る土地の所有権等の移転等を受けようとする者に対して、第一項の事項について助言を行うことができる。

(勧告)

第十六条 知事は、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るために必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 第十二条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 三 第十四条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(公表)

第十七条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町の条例との関係)

第十八条 市町が、森林の有する水源の涵養機能の維持増進を図るため適正な土地の利用を確保することが必要と認める森林の存する地域の保全に関して条例を制定した場合であつて、その条例の規定の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町の地域においては、第十二条から第十七条まで及び次条の規定は、適用しない。

(過料)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十四条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 三 第十四条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(規則への委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十二条から第十九条までの規定は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 2 第十二条の規定は、平成二十八年一月三十一日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十六号

三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 三重県個人情報保護条例（平成十四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

第八条第一項各号列記以外の部分及び同条第二項中「又は」の下に「個人情報（特定個人情報を除く。）を」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の提供の制限）

第八条の二 実施機関は、番号法第十九条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第三十五条第二項中「前項前段」を「前条第二項の規定により準用する第二十一条第二項前段の規定又は前項前段」に改める。

第三十七条第一項第一号中「又は第八条」を「第八条」に改め、「利用されているとき」の下に「、番号法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」を加え、同項第二号中「第八条」の下に「、第八条の二」を加える。

第四十二条第二項中「前項前段」を「前条第二項の規定により準用する第二十一条第二項前段の規定又は前項前段」に改める。

第四十九条第二項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）」を「番号法」に改める。

第二条 三重県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「及び第二十六条」を「、第二十六条及び第二十八条」に改める。

第八条第一項中「個人情報を」を「個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を」に改め、「個人情報（特定個人情報を除く。）を」を削り、同条第二項中「個人情報（特定個人情報を除く。）を」を削る。

第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に次の一条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第八条の二 実施機関は、番号法に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用すること

ができる。

- 3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

第二十八条第一項中「係る保有個人情報」の下に「（保有特定個人情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。）を除く。以下この項において同じ。））」を加える。

第三十七条第一項第一号中「第八条」の下に「若しくは第八条の二」を加え、同項第二号中「第八条の二」を「第八条の三」に改める。

第三条 三重県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

- 七 情報提供等記録 番号法第二十三条第一項及び第二項の規定により記録された特定個人情報をいう。

第八条の二第二項中「特定個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。次項において同じ。））」を加える。

第十条中「、個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。））」を加える。

第二十四条第一項中「保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。））」を加える。

第三十二条第四項中「保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。））」を加え、同条に次の一項を加える。

- 5 実施機関は、第一項の決定が情報提供等記録の訂正である場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第十九条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、訂正の内容を通知しなければならない。

第三十六条第一項中「保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。））」を加える。

第三十七条第一項中「本人とする保有個人情報」の下に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中三重県個人情報保護条例第三十五条第二項及び第四十二条第二項の改正規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十八年一月一日
- 三 第三条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十七号

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

職員の再任用に関する条例（平成十三年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第一項第一号」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の二第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十八号

三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

三重県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十九号

三重県県税条例等の一部を改正する条例

(三重県県税条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「第二章」の下に「（第八条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十四条を除く。）」を加える。

第十九条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十三条第一項第三号ロ」に、「その事業が行われる場所で、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）で定めるもの」を「恒久的施設（法第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設をいう。）」に改め、同条第三項中「令」を「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「令」という。）」に改める。

第二十二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、同法第六十条の二から第六十条の四までの規定の例によらないものとする。

第四十三条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の二・五」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の六」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の〇・九六」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・四」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の四・八」に改める。

第五十五条の二中「行つた」を「行つた課税資産の譲渡等（」に、「（同法その他」を「のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。次条第一項において同じ。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他」に、「を除く。）については、当該事業者」を「以外のものをいう。次条第一項において同じ。）については、当該事業者」に、「すべて」を「全て」に改める。

第五十五条の三第一項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加え、「以外の資産及び」を「以外の資産、」に、「以下この条において同じ。）ごとに」を「次項において同じ。）ごとに」に改める。

附則第六条中「平成三十九年度」を「平成四十一年度」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

附則第七条の二の次に次の一条を加える。

(未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)

第七条の二の二 知事は、租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この項及び附則第十二条の五第一項において「未成年者口座」

という。)を開設している個人について、同法第三十七条の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由(以下この項及び附則第十二条の五第一項において「契約不履行等事由」という。)が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等(同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。)が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第十九条第一項第六号及び第三十七条の十二の規定の適用については、第十九条第一項第六号及び第三十七条の十二中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

附則第十二条の五を次のように改める。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十二条の五 知事は、未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第三十七条の十五第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第十九条第一項第七号、第三十七条の十八及び第三十七の十九第一項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等(法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等をいう。以下この号、第三十七条の十八及び第三十七条の十九第一項において同じ。)」の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第六項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止(第三十七条の十八及び第三十七条の十九第一項において「未成年者口座の廃止」という。)の日」と、第三十七条の十八中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する金融商品取引業者等」と、第三十七条の十九第一項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日(令で定める場合にあつては、令で定める日)」とあるのは「月の翌月十日」とする。

附則第十四条の二の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・五」とあるのは「百分の〇・九」に、「百分の四・六」を「百分の三・七」に、「百分の二・三」を「百分の一・四」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の四・八」とあるのは「百分の一・九」に改める。

附則第十五条の三の次に次の一条を加える。

第十五条の四 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十三条に規定す

る認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合にあつては、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十七条の三を次のように改める。

第十七条の三 削除

附則第十七条の四第二項第三号及び第十八条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

(三重県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 三重県県税条例の一部を改正する条例（平成二十四年三重県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項第二号中「平成二十七年十月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める。

附則第三項中「及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える。

(三重県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 三重県県税条例の一部を改正する条例（平成二十六年三重県条例第七十七号）を次のように改正する。

第二条中「第十九条第二項中「第二十四条第三項」を「第二十三条第三号ロ」に改める。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中三重県県税条例附則第六条の改正規定及び同条例附則第十五条の三の次に一条を加える改正規定、第二条中三重県県税条例の一部を改正する条例附則第一項第二号の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六項の規定 公布の日

二 第一条中三重県県税条例第七条の二第一項、第五十五条の二及び第五十五条の三第一項の改正規定並びに第二条中三重県県税条例の一部を改正する条例附則第三項の改正規定並びに附則第五項の規定 平成二十七年十月一日

三 第一条中三重県県税条例第二十二條第二項の改正規定、同条例附則第七条の二の次に一条を加える改正規定及び同条例附則第十二条の五の改正規定並びに附則第二項の規定 平成二十八年一月一日

四 第一条中三重県県税条例第十九条及び第四十三條の改正規定並びに同条例附則第十四条の二の二及び第十七条の三の改正規定並びに附則第三項、第四項及び第七項から第二十項までの規定 平成二十八年四月一日

五 第一条中三重県県税条例附則第十七条の四第二項第三号及び第十八条第一項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行

の日

(県民税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の三重県県税条例（以下「新条例」という。）第二十二條第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

- 3 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例（以下「二十八年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 4 別段の定めがあるものを除き、二十八年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）第四条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

- 7 別段の定めがあるものを除き、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた同号に掲げる規定による改正前の三重県県税条例（以下「二十八年旧条例」という。）附則第十七条の三に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ三級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 8 次の各号に掲げる期間内に、二十八年新条例第七十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率は、二十八年新条例第七十八条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率

とする。

- 一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
 - 二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
 - 三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 千本につき六百五十六円
- 9 平成二十八年四月一日前に二十八年旧条例第七十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年旧条例第七十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（二十八年新条例第七十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合には、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。
- 10 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「改正法」という。）附則第十二条第四項の総務省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、知事に提出しなければならない。
- 一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち県たばこ税の課税標準となるものの本数
 - 二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - 三 その他参考となるべき事項
- 11 附則第九項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
- 12 附則第十項の規定による申告書を提出した者は、平成二十八年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を県に納付しなければならない。
- 13 附則第九項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、二十八年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（二十八年新条例第七十七条から第七十九条まで、第七十九条の三及び第七十九条の四の規定を除く。）

を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる二十八年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十九条の六	第七十九条の三第一項から第三項まで	三重県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三重県条例第四十九号）附則第十項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成二十八年五月二日

14 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、附則第九項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、二十八年新条例第七十九条の四の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が二十八年新条例第七十九条の三の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第十二条第八項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

15 平成二十九年四月一日前に二十八年新条例第七十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年新条例第七十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第八項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合には、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

16 附則第十項から第十四項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十項	前項に	第十五項に
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第十項第二号	前項	第十五項
第十一項	第九項	第十五項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項

	附則第五十二條第二項	附則第五十二條第九項において準用する同條第二項
第十二項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
第十三項の表以外の部分	第九項	第十五項
	同項	同項及び第十項
第十三項の表	附則第十項	附則第十六項において準用する附則第十項
	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
第十四項	、第九項	、第十五項

- 17 平成三十年四月一日前に二十八年新条例第七十五條第一項に規定する売渡し又は同條第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二條第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合には、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき百五円とする。

- 18 附則第十項から第十四項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十項	前項に	第十七項に
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第十項第二号	前項	第十七項
第十一項	第九項	第十七項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同條第四項
	附則第五十二條第二項	附則第五十二條第十一項において準用する同條第二項
第十二項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日
第十三項の表以外の部分	第九項	第十七項
	同項	同項及び第十項
第十三項の表	附則第十項	附則第十八項において準用する附則第十項
	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日
第十四項	、第九項	、第十七項

19 平成三十一年四月一日前に二十八年新条例第七十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が県内において当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所を有する卸売販売業者等又は県内において当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所を有する小売販売業者である場合には、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、千本につき二百四円とする。

20 附則第十項から第十四項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十項	前項に	第十九項に
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
第十項第二号	前項	第十九項
第十一項	第九項	第十九項
	附則第二十条第四項	附則第二十条第十四項において準用する同条第四項
	附則第五十二条第二項	附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項
第十二項	平成二十八年九月三十日	平成三十一年九月三十日
第十三項の表以外の部分	第九項	第十九項
	同項	同項及び第十項
第十三項の表	附則第十項	附則第二十項において準用する附則第十項
	平成二十八年五月二日	平成三十一年四月三十日
第十四項	、第九項	、第十九項

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例

(三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例（昭和六十一年三重県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十三号。」の下に「以下この条及び」を加え、「半島振興対策実施地域の区域内において製造の事業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備」を「法第九条の五第一項に規定する認定産業振興促進計画（以下この条及び次条において「認定産業振興促進計画」という。）に記載された計画区域（以下この条及び次条において「計画区域」という。）内において当該認定産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備」に改め、同条に次の各号を加える。

一 製造の事業

二 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業

三 前号に規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業

四 当該半島振興対策実施地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該半島振興対策実施地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業

五 旅館業（下宿営業を除く。）

第二条中「半島振興対策実施地域の区域内」を「計画区域内」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から平成二十九年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規

定の適用を受ける法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率の十分の一の税率

イ 法第十七条第一号又は第五号に掲げる事業 五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が千万円超五千万円以下である法人にあつては千万円とし、資本金の額等が五千万円超である法人にあつては二千万円とする。）以上のもの

ロ 法第十七条第二号から第四号までに掲げる事業（同条第四号に掲げる事業にあつては、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 五百万円以上のもの

第二条第二号及び第三号中「公示日」を「計画期間の初日」に改める。

（三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正）

第二条 三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例（平成二年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

（三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正）

第三条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例（平成五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同号イ(1)中「第二十八条の九第十二項」を「第二十八条の九第十三項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、平成二十七年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同年三月三十一日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定による改正後の三重県過疎地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、平成二十七年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用する。
- 4 第三条の規定による改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、平成二十七年四月一日以後に新設され、又は増設された設備につ

さくらんぼの収穫

三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十一号

三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例

三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例（昭和四十年三重県条例第二十七号）
の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「厚生労働大臣」及び「知事」を「都道府県知事」に改める。

別表中「厚生労働大臣」及び「知事」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十二号

三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

三重県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年三重県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三十条の八第一項第一号」及び「及び同法第三十条の七第五項第一号の規定により他の都道府県知事（同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせている場合にあつては、指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合」を削る。

附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十三号

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例

三重県食の安全・安心の確保に関する条例（平成二十年三重県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「（規則で定めるものを除く。）」を削り、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 一 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第五条の規定に違反するもの（規則で定めるものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十四号

公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「地方公務員等共済組合法（昭和二十七年法律第百五十二号）第八十四条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十七条第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第五十八号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十四項中第二十二号を第二十三号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 三重県水源地域の保全に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十五号）の施行に関すること。

第三十八条の二第八項中第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 三重県水源地域の保全に関する条例の施行に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県規則第五十九号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農林水産部森林・林業経営課の表に次の一項を加える。

23	三重県水源地域の保全に関する条例（平成27年三重県条例第45号）の施行に関する事務	1	条例第11条第1項の規定による水源地域及び特定水源地域の指定に関する基本的な指針の策定				○											
		2	条例第11条第2項の規定による水源地域の指定				○											
		3	条例第11条第3項の規定による特定水源地域の指定				○											
		4	条例第11条第4項の規定による関係市町の長及び三重県森林審議会への意見聴取（条例第11条第10項において準用する場合を含む。）				○											
		5	条例第11条第5項の規定による公告及び縦覧（条例第11条第10項において準用する場合を含む。）					○										
		6	条例第11条第7項の規定による意見聴取（条例第11条第10項において準用する場合を含む。）					○										
		7	条例第11条第8項の規定による告示及び関係市町の長への通知（条例第11条第10項において準用する場合を含む。）					○										
		8	条例第12条第1項の規定による土地の所有権等の移転等の届出の受理									○						農林水産事務所等
		9	条例第12条第4項の規定による土地の所有権等の移転等の変更届出の受理									○						農林水産事務所等
		10	条例第13条第1項の規定による市町の長への通知									○						農林水産事務所等

	11 条例第 13 条第 2 項の規定による土地の所有権等の移転等の届出に係る土地が所在する市町の長への意見聴取								○			農林水産事務所等
	12 条例第 14 条第 1 項の規定による報告又は資料の徴収								○			農林水産事務所等
	13 条例第 14 条第 2 項の規定による立入調査等								○			農林水産事務所等
	14 条例第 15 条第 1 項の規定による届出者に対する助言								○			農林水産事務所等
	15 条例第 15 条第 3 項の規定による土地の所有権等の移転等を受けようとする者に対する助言								○			農林水産事務所等
	16 条例第 16 条の規定による勧告				○							
	17 条例第 17 条第 1 項の規定による公表				○							
	18 条例第 17 条第 2 項の規定による意見の聴取				○							
	19 条例第 19 条の規定による過料の決定				○							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一農林水産部森林・林業経営課の表に一項を加える改正規定（第八号から第十九号までに係る部分に限る。）は、平成二十八年一月一日から施行する。

三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三 重 県 規 則 第 六 十 号

三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則（平成二十年三重県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「府令」という。）第十条」を「食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下「食品表示基準」という。）第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の下欄の3」に改め、「連名で」の下に「消費者庁長官に」を、「販売者」の下に「及び食品表示基準による廃止前の食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）第十条の規定により製造者と連名で消費者庁長官に届出を行つた販売者」を加える。

第四条第二項中「第二十四条第一項第一号」を「第二十四条第一項第二号」に改め、「次に掲げる」の下に「事項について食品表示基準に違反する」を加え、同項各号を次のように改める。

一 食品表示基準第二条第一項第七号に規定する消費期限の表示

二 食品表示基準第二条第一項第八号に規定する賞味期限の表示

三 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項第一号に規定するアレルギーの表示

四 保存の方法の表示

第三号様式中

「

2 健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの

を

」

「	2 食品表示法の規定に違反するもの （違反内容： 3 健康への悪影響の未然防止の観点から回収するもの	） に改める。
---	---	-----------------------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三重県食の安全・安心の確保に関する条例施行規則第二条第一号の規定中「食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下「食品表示基準」という。）第三条第一項の表の製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地、乳にあつては乳処理場（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理場。以下同じ。）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称、乳にあつては乳処理業者（特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業者。以下同じ。）の氏名又は名称。以下この章において同じ。）の項の下欄の3の規定により製造者と連名で消費者庁長官に届出を行った販売者及び食品表示基準による廃止前の」とあるのは、この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間、「食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下「食品表示基準」という。）による廃止前の」と読み替えるものとする。

三重県水源地域の保全に関する条例施行規則をここに公布します。

平成二十七年七月十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十一号

三重県水源地域の保全に関する条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、三重県水源地域の保全に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（使用及び収益を目的とする権利）

第三条 条例第二条第三項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

（条例第十条第二号の法人等）

第四条 条例第十条第二号の規則で定める法人等は、次に掲げる法人等とする。

- 一 森林組合
 - 一 三重県森林組合連合会
 - 二 森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第九条第二号に規定する森林整備法人をいう。第九条第四項第四号において同じ。）
 - 四 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人
- （水源地域及び特定水源地域の指定の案の公告）

第五条 条例第十一条第五項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による案の公告は、次に掲げる事項を三重県公報に登載して行うものとする。

- 一 水源地域及び特定水源地域の指定の地域の案
- 一 前号に掲げる事項の縦覧場所

（水源地域及び特定水源地域の指定の案についての意見書の提出）

第六条 条例第十一条第六項の規定による意見書の提出は、第一号様式による意見書に所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面を添えて行わなければならない。

（水源地域及び特定水源地域の指定の案についての意見の聴取）

第七条 知事は、条例第十一条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、当該意見の聴取の日の十日前までに、同条第六項の意見

書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面により通知するものとする。

- 2 意見の聴取は、知事の指名する職員が行うものとする。

(届出を要する土地売買等の契約)

第八条 条例第十二条第一項の規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- 一 売買契約
- 二 贈与契約
- 三 交換契約
- 四 地上権を設定し、又は移転する契約
- 五 地役権を設定する契約
- 六 使用貸借による権利を設定し、又は移転する契約
- 七 賃借権を設定し、又は移転する契約

(土地の所有権等の移転等の届出)

第九条 条例第十二条第一項の規定による届出は、第二号様式による届出書によつて行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- 一 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他の当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

- 3 条例第十二条第一項第六号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 土地売買等の契約に係る土地の地目及び現況
- 一 契約の当事者の業種

- 4 条例第十二条第二項第一号の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人
- 一 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人
- 二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 四 森林整備法人

- 5 条例第十二条第二項第三号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)第五条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供される土地について土地売買等の契約が行われる場合
- 一 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備の用に供される土地について土地売買等の契約が行われる場合
- 二 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停に基づく場合
- 四 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)による和解である場合
- 五 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第五章、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第六章、保険業法(平成七年法律第百五号)第二編第十章第二節、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第百三十二号)、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第九十五号)、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)、破産法(平成十六年法律第七十五号)又は会社法(平成十七年法律第八十六号)第二編第九章若しくは第三編第八章の規定に基づく手続において裁判所の許可を得て行われる場合
- 六 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)による調停に基づく場合
- 七 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十五条の二のあつせんに基づく場合又は同法第五十条の規定による和解である場合
- 八 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第一項の許可を受けることを要する場合
- 九 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。)又は企業担保権の実行により換価する場合
- 十 土地収用法第二十六条第一項(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定の告示(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定により事業の認定の告示とみなされるものを含む。)に係る事業の用に供される土地に関する権利について移転又は設定が行われる場合
- 十一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五十条第一項に規定する使用権が設定されている土地に

ついて同法第五十五条第一項の協議に基づきその所有権の移転が行われる場合

6 条例第十二条第四項の規定による変更の届出は、第三号様式による変更届出書によつて行わなければならない。

7 前項の変更届出書には、第二項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

(身分証明書)

第十条 条例第十四条第三項の身分を示す証明書の様式は、第四号様式とする。

(公表の方法)

第十一条 条例第十七条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、三重県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 勧告の内容

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見の陳述)

第十二条 条例第十七条第二項の規定による意見の陳述（次項において「意見陳述」という。）は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見を記載した書面（次項において「意見陳述書」という。）を提出して行うものとする。

2 知事は、意見陳述書の提出期限（口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その日時）までに相当な期間において、意見陳述の機会が付与されるべき者に対し、次の事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする事実の内容及びその理由

二 意見陳述書の提出先及び提出期限（口頭で意見陳述をすることを認めた場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十二条までの規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

水源地域及び特定水源地域の指定（変更又は解除）に係る意見書

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあってはその代表者の氏名

印

三重県水源地域の保全に関する条例第11条第6項の規定により、次のとおり提出します。

1 土地に関する事項

所有地その他利害関係を有する土地の所在	
指定（変更又は解除）の案について利害関係を有する旨を説明する事項	☐ 土地所有者等 （ ） ☐ 利害関係人 （ ）

2 意見に関する事項

意見の概要	
☐ 指定（変更又は解除）の案に異議があり、意見の聴取を求めます。	

3 添付書類

所有地その他利害関係を有する土地の位置を示す図面

備考

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 （ ）内には、その内容を具体的に記載してください。

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

土地の所有権等の移転等の届出書

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあってはその代表者の氏名

印

三重県水源地域の保全に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約の当事者に関する事項

所有権等の移転又は 設定をしようとする 者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	業 種	☐ 林業 ☐ 建設業 ☐ 不動産業 ☐ その他（ ）
所有権等の移転又は 設定を受けようとする 者	氏 名	
	住 所	
	電 話	
	業 種	☐ 林業 ☐ 建設業 ☐ 不動産業 ☐ その他（ ）
契約に係る権利の種 別及び内容	種別： ☐ 所有権 ☐ 地上権 ☐ 地役権 ☐ 使用貸借による権利 ☐ 貸借権 （ ☐ 期間に定めのある場合： 年 月 日まで）	
	内容： ☐ 設定 ☐ 移転	
契約締結予定年月日	年 月 日	

2 土地に関する事項

土地の所在		地目	現況	面積
				m ²
				m ²
				m ²
合 計	筆	m ²		
所有権等の移転又は 設定の後における 土地の利用目的	☐ 現在の利用目的と同じ（ ）			
	☐ 現在の利用目的と異なる ☐林業 ☐農地 ☐資産保有 ☐宅地・別荘 ☐太陽光発電 ☐工場（業種： ） ☐採石・採土 ☐土捨場 ☐ゴルフ場 ☐レジャー施設 ☐廃棄物処理施設 ☐資材置場 ☐その他（ ） ☐未定			

3 添付書類

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の登記事項証明書その他の当該土地について所有権等を有することを証する書面の写し

(規格A4版)

備考

- 1 該当する□にレ点を記入してください。
- 2 「氏名」及び「住所」の欄は、法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。
- 3 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄において選択した権利で期間が設定されているものについては、その期間を記入してください。
- 4 「土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町名から記入してください。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外○筆（別紙記載）」として記載の上、別紙を添付してください。
- 5 「現況」の欄は、木竹の生育状況（樹種又は林齢）など、主たる現況を具体的に記載してください。
- 6 （ ）内には、内容を具体的に記載してください。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

土地の所有権等の移転等の変更届出書

三重県知事 宛て

住所又は所在地

氏名又は名称及び

法人にあってはその代表者の氏名

印

土地の所有権等の移転等の届出書に記載の事項に変更が生じたので、三重県水源地域の保全に関する条例第12条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日	
変更の理由		
変更の事項		
変更内容	変更前	変更後

備考

土地の所有権等の移転等の届出書（第2号様式）の添付書類のうち、変更に係るものを添付してください。

第4号様式（第10条関係）

（表）

9センチメートル	
身 分 証 明 書 第 号 所 属 氏 名 上記の者は、三重県水源地域の保全に関する条例第14条第2項の規定による調査又は質問を行う職員であることを証明する。 年 月 日 三重県知事 印	6 セ ン チ メ ー ト ル

（裏）

三重県水源地域の保全に関する条例（抜粋）
（報告の徴収及び立入調査等） 第14条（略） 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に第12条第1項若しくは第4項の規定による届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が森林の有する水源の涵養機能の維持増進に及ぼす影響を調査させ、又は関係者に質問させることができる。 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
